

令和6年度 川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	785,087 戸
(2) 年間総配水量	178,959,500 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均配水量	490,300 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 配水施設費	3,868,649 千円
イ 耐震管路等整備事業	11,059,856 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	35,277,697 千円
第1項	営業収益	31,502,390 千円
第2項	営業外収益	3,769,580 千円
第3項	特別利益	5,727 千円

支 出		
第1款	水道事業費用	33,563,267 千円
第1項	営業費用	32,565,234 千円
第2項	営業外費用	975,411 千円
第3項	特別損失	12,622 千円
第4項	予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 13,368,746 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,152,533 千円並びに過年度分損益勘定留保資金 12,216,213 千円で補填するものとする。）。

		収	入	
第1款	水道事業資本的収入			7,121,929 千円
第1項	企業債			6,724,000 千円
第2項	補助金			172,219 千円
第3項	負担金			225,710 千円
		支	出	
第1款	水道事業資本的支出			20,490,675 千円
第1項	建設改良費			16,811,074 千円
第2項	企業債償還金			3,608,620 千円
第3項	投資			32,150 千円
第4項	補助金返還金			33,831 千円
第5項	予備費			5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度 原・浄・配水施設関連経費	令和6年度から 令和9年度まで	8,899,227千円
令和6年度 耐震管路等整備事業関連経費	令和6年度から 令和9年度まで	19,499,281千円
令和6年度 土地借上料	令和6年度から 令和11年度まで	29,436千円
令和6年度 水道料金等徴収関連経費	令和7年度から 令和11年度まで	8,591,154千円
令和6年度 給水装置工事台帳電子化関連経費	令和7年度	83,871千円
令和6年度 上下水道料金等業務 システムに係る帳票印刷等業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	55,054千円
令和6年度 メーター修繕関連経費	令和6年度から 令和7年度まで	73,502千円
令和6年度 水道料金等収納関連経費	令和7年度から 令和9年度まで	992,446千円
令和6年度 長沢浄水場排水処理施設関連経費	令和6年度から 令和30年度まで	14,914,980千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 耐震管路等 整備事業	千円 6,724,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗または財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

5,639,711千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、162,612千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、419,000千円と定める。

令和6年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦